

## 処分基準

令和7年11月28日作成

法令名：風営適正化法
根拠条項：第26条第1項
処分の概要：風俗営業の許可の取消し、停止命令
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法令の定め：
処分基準：別紙2のとおり
問合せ先： 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 電話0776-22-2880
備考：